

第144回
青森県都市計画審議会
議事録

令和元年12月23日（月）

日 時：令和元年12月23日（月） 午後1時30分から

場 所：ラ・プラス青い森 4階 ラ・メール&ル・シエル

出席者：会長 馬渡 龍
委員 堀内 一穂
委員 高樋 忍
委員 古戸 睦子
委員 橋場 寛
委員 秋葉 美早喜
委員 川合 靖洋（代理：松澤 智亮）
委員 佐藤 克英（代理：巖倉 啓子）
委員 吉田 耕一郎（代理：田中 和男）
委員 村井 紀之（代理：杉山 肇）
委員 森内 之保留
委員 熊谷 雄一
委員 石戸 秀雄

以上13名出席

議 事

- 議案第1号 つがる都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第2号 鱒ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第3号 三沢都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第4号 六戸都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第5号 むつ都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第6号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置
（青森市長許可）について
議案第7号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置
（八戸市長許可）について

【司会】

それでは定刻となりましたので、ただいまから、第144回青森県都市計画審議会を開会いたします。

本日、森内委員が5分から10分ほど遅れるということでしたので、先に始めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは今回、第2号委員の人事異動及び第5号委員の役員改選があり、委員に異動がございましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業高等専門学校産業システム工学科准教授の馬渡龍様でございます。

弘前大学大学院理工学研究科助教の堀内一穂様でございます。

公益社団法人青森観光コンベンション協会の高樋忍様でございます。

一般社団法人青森県建築士会の古戸睦子様でございます。

公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会の橋場寛様でございます。

公募委員の秋葉美早喜様でございます。

続きまして、第2号委員は関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の鈴木良典様でございますが、本日は代理として松澤智亮様が出席されております。

東北地方整備局長の佐藤克英様でございますが、本日は代理として巖倉啓子様が出席されております。

東北運輸局長の吉田耕一郎様でございますが、本日は代理として田中和男様が出席されております。

青森県警察本部長の村井紀之様でございますが、本日は代理として杉山肇様が出席されております。

続きまして、第3号委員は市町村長を代表する方でございます。本日は欠席されておりますが、青森県市長会会長の小野寺晃彦様にご就任いただいております。

続きまして、第4号委員は県議会議員の方でございます。

熊谷雄一様でございます。

先ほども申しましたが、森内之保留様に関しては、もうしばらくしたら出席ということでございます。

本日は欠席されておりますが、岡元行人様にご就任いただいております。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

青森県町村議会議長会会長の石戸秀雄様でございます。

なお、本日の出席状況につきましては、委員15名のうち、森内委員がまだいらしていませんけれども、森内委員も含めて13名が出席となっております。委員の2分の1以上となりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。

青森県県土整備部都市計画課長の澤頭潤です。

続きまして青森県県土整備部建築住宅課長の澤田正明です。

それでは最初に、お配りしている資料の確認を行います。

事前に送付している資料は、お持ちいただいておりますでしょうか。忘れた方がいらっしゃいましたら、挙手していただければと思います。

事前に送付している資料といたしまして、1つ目は第144回青森県都市計画審議会次第でございます。2つ目は委員名簿及び出席状況でございます。3つ目は委員の席図でございます。次に、議案書になります。最後に、A3判横の参考資料です。本日も持参していないなどございましたら挙手いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、本日配布した追加資料といたしまして、表紙が青色のパワーポイントを印字した資料です。議案第1号及び第2号がひとまとめになっているもの、議案第3号及び第4号でひとまとめになっているもの、議案第5号のもの、第6号のもの、第7号のものをそれぞれ1部ずつ用意しております。その他、議案第6号及び第7号に関する補足説明資料ということでホチキス留めのものがございます。

不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

続いて議事に入る前に、本日実証としてやらせていただきますA I 議事録についてご説明申し上げます。働き方改革やA I の推進の関係から、A I を使って音声入力により自動的に議事録が作成されるようなシステムを県の方で社会実験的に行っておりまして、今回そちらの方を採用してA I 議事録を作成したいと思っております。そこで皆様にお願いでございますが、議事録に関してはそれぞれマイクで言ったことがそのままパソコンに入力されるという流れになっておりますので、それぞれ委員からご発言いただく際に挙手いただければマイクをお持ちしますので、マイクを使ってお話しするようにしていただけると助かります。よろしくお願いたします。

それでは、審議会に入って参ります。

次第の1、議事についてです。

本日は、青森県から付議された議案が5件、青森市から付議された議案が1件、八戸市から付議された議案が1件ございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

すみません、ただ今森内先生がいらしたのでご紹介します。森内委員でございます。よろしくお願いたします。

それでは戻りまして、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、馬渡議長、議事の進行をお願いいたします。

【馬渡会長】

はい。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく

お願いいたします。

最初に慣例によりまして、私から議事録署名委員2名を指名させていただきます。高樋委員と橋場委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【両委員】

はい。

【馬渡会長】

ありがとうございます。それでは、高樋委員と橋場委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「つがる都市計画道路の変更（青森県決定）」及び議案第2号「鱒ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）」については、関連する案件ですので一括でご審議をお願いいたします

それでは、議案の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。都市計画・景観グループマネージャーの関と申します。よろしくお願い申し上げます。

議案第1号から第5号までは県決定の案件となっていますので、これらについては私の方から概要をご説明いたします。議案第6号及び第7号につきましては、青森市又は八戸市の案件となっていますので、それぞれの市の担当者よりご説明いたします。

また、議案第1号から第5号までは都市計画道路についての案件となっていますので、始めに都市計画道路についてご説明いたします。その後にそれぞれの道路の具体的な変更内容についてご説明いたします。

配布しております青色の資料とスクリーンの内容は同じものになっておりますので、見やすい方をご覧ください。

それでは議案第1号「つがる都市計画道路の変更（青森県決定）」及び議案第2号「鱒ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご説明いたします。これらについては2つの都市計画区域に跨っているものの1つの繋がった路線となっていますので、一括してご説明いたします。なお議案書の方は2ページ、参考資料のほうは1ページからとなっています。

それではまず都市計画道路についてご説明いたします。

都市計画道路とは、都市計画法第11条第1項第1号において都市施設の一つとして規定され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定される道路のことです。

その目的とその効果ですが、都市計画道路として決定することにより、事前にそのルートを示すことができます。その決定された範囲には建築制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。

この建築制限について、簡単にご説明いたします。

これは、建築制限のイメージ図です。

黒い実線が現在の道路の幅を示した線です。

青い点線が都市計画道路の幅を示した線です。

建築制限を受けるのは黒い実線と青い点線の間区域になります。

この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地下を有しない建築物であり、比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなります。

次に、建築の許可についてです。

都市計画道路を決定した場合、都市計画道路の区域内において、建築物を建築しようとするときには都市計画法第53条第1項の規定による許可が必要になり、その許可はその区域を管轄する市町村長が出すこととなります。

許可の基準は、階数が2以下で、かつ、地下を有しないこと。

主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの、となります。

次に、許可の流れとしましては、今回のつがる鯨ヶ沢線のつがる市の区域内に建築する場合には、つがる市建築住宅課へ申請し、つがる市長の許可を受けることとなります。

それでは、「つがる都市計画道路の変更」及び「鯨ヶ沢都市計画道路の変更」の具体的な内容についてご説明いたします。

お手元の資料のうち、議案書は2ページから、参考資料は1ページからとなります。

今回変更するつがる鯨ヶ沢線は、津軽自動車道のうち、つがる柏ICから西側部分で、鯨ヶ沢町の国道101号にぶつかるまでの範囲となります。

この図では赤い実線で示されている区間で、つがる都市計画区域内はつがる柏ICから鯨ヶ沢町との境界までとなります。

鯨ヶ沢都市計画区域部分はこの境界から国道101号までの範囲となります。

これらの路線の車道部分については平成30年1月に都市計画決定されており、今回この区域について法面などを含めたものに変更をするものです。

次に、つがる鯨ヶ沢線の整備の必要性についてご説明します。

まずは、地域産業の支援があげられます。

移動性の向上により、産業立地の促進や農水産物の安定輸送を支援が図られます。

また、鱒ヶ沢海水浴場や世界遺産白神山地など、観光資源が豊富である地域に存在していることから、移動時間が短縮し、観光地での滞在時間の増加や津軽半島周遊道路ネットワークの形成が期待されます。

次に、救急医療施設へのアクセス向上があげられます。

救急医療施設への速達性・安定性の向上により、患者への負担軽減等など救急医療を支援することが図られます。

次に、冬期を含めた交通環境の改善があげられます。

現道の急カーブ・急勾配の線形不良や幅員が狭い区間が存在し、また、冬期は堆雪によりさらに幅員が狭まる等、速度低下が発生しております。これら隘路区間を回避し、走行の安全性の向上が図られます。

また、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの確保があげられます。

西北地域は昭和58年の地震・津波で甚大な被害を受け、道路も寸断された過去があります。津軽自動車道により、安全性が高く、災害に対しても強靱な緊急輸送道路が確保され、西海岸地域と県都青森市との連携を強化が期待されます。

これはつがる都市計画道路つがる鱒ヶ沢線の総括図です。つがる鱒ヶ沢線のつがる市、つがる都市計画区域部分となります。

総括図は、都市計画決定する道路のルート、幅員、車線数、インターチェンジの位置を示しています。

変更区間は、つがる柏ICから西側となります。

JR五能線を越え（一般県道）桑野木田南広森線との交差箇所には（仮称）木造ICが設置されます。木造のまちのあたりです。

そして、（主要地方道）鱒ヶ沢蟹田線との交差箇所には（仮称）浮田ICが設置されます。

そして、鱒ヶ沢町との市町境界までの約13kmが、つがる都市計画道路の範囲となります。青い破線が市町村境界となります。

本線は、国道101号と併走するルートにより、国道101号の通行止め時の代替路の確保を図り、また地域間の速達性の向上を図ったルートで計画されています。

つがる都市計画道路つがる鱒ヶ沢線の計画概要になります。

計画延長は先ほど言いましたとおり約13km、車線数は2車線、道路区分は第1種第3級、設計速度は80km/h、標準的な道路幅員が13.5mの自動車専用道路となっています。

今回の変更一覧表です。

つがる都市計画道路1・5・1号つがる鱒ヶ沢線のうち、つがる市柏稲盛岡本から木造越水長谷川の区間における区域及び構造形式の変更となります

が、赤い標記のものが変更前で、黒い標記のものが変更後となります。延長は変わっていませんが、嵩上式、地表式の道路構造の区間延長が変わっています。

この区間は、盛り土し、その盛土の上に道路を構築するため、法面による高低差の処理が必要となりますが、当初の都市計画決定では、道路法面等で必要な区域が未定であったため、車道のみが平成30年1月に計画決定されていました。

この度、事業実施段階で行う測量、設計により、高低差の処理に必要な道路法面等の区域が確定したことから、この区域を都市計画道路の区域に追加する変更を行います。当初は真ん中の車道部分だけだったのですが、この赤い部分、要は法面の部分について追加することとしています。

つがる都市計画道路つがる鯨ヶ沢線の平面図になります。

少し見づらいですが、赤く塗られている部分が今回の変更される区域です。赤色に挟まれた白抜きの部分が既に決定されている車道部分です。

ここは、左側が一番西側の鯨ヶ沢町との境界となります。鯨ヶ沢都市計画道路つがる鯨ヶ沢線と接続する部分で、右側の幅員が膨らんでいます。ここは仮称浮田ICを予定している部分となっています。

ここは木造三ツ館、下福原付近となります。目標物は何もありません。

ここは木造福原付近、妙堂川付近となります。ここも目標物が少ないですが、小さい川があるようです。

この図の右側の幅の広い部分が仮称木造ICを予定している部分です。

ここは木造駅付近、旧木造町の中心部付近となっています。

ここは一番東側の柏IC付近の図となります。これが現在のイオンモールつがる柏で、ICがここに 있습니다。

続いて、これは鯨ヶ沢都市計画道路つがる鯨ヶ沢線の総括図です。つがる鯨ヶ沢線の鯨ヶ沢町、鯨ヶ沢都市計画部分となります。

つがる市との境界が起点となり、つがる都市計画道路つがる鯨ヶ沢線と接続します。少し見づらいですが、この辺です。

主要地方道弘前岳鯨ヶ沢線との交差付近には南浮田ICが設置され、国道101号との平面交差箇所には鯨ヶ沢ICが設置されています。

ここは南浮田ICと近いのですが、101号とぶつかるところが鯨ヶ沢ICとなります。

本線は、国道101号と併走するルートにより、国道101号の通行止め時の代替路の確保を図り、また地域間の速達性の向上を図ったルートで計画されています。

鯨ヶ沢都市計画道路つがる鯨ヶ沢線の計画概要になります。

計画延長は約4 km、車線数は先ほどと同じく2車線、道路区分は第1種第3級、設計速度は先ほどと同じく80 km/h、標準的な道路幅員は12.0 mの自動車専用道路です。

次が、今回の変更一覧表です。

鯉ヶ沢都市計画道路1・5・1号つがる鯉ヶ沢線は、鯉ヶ沢町大字北浮田字平野～舞戸町字鳴戸の区間における区域の変更となります。

先ほどと同じような感じです。

この区間も先ほど同様に、盛り土し、その盛土の上に道路を構築するため、法面による高低差の処理が必要となりますが、当初の都市計画決定では、道路法面等で必要な区域が未定であったため、平成30年1月に車道のみが計画決定されていました。

この度、事業実施が進み、必要な道路法面等の区域が確定したことから、その区域を都市計画道路の区域に追加する変更を行います。

先ほどと同じようにすでに決定されているのが、この車道部分だけになっています。そして今回、この法面部分について変更追加します。

これが鯉ヶ沢都市計画道路つがる鯉ヶ沢線の平面図になります。

赤く塗られている部分が今回変更される区域、先ほどと同じくこの白抜きの部分が既に決定されている車道部分です。

これは西側部分で、左側に国道101号があります。ここに平面交差し、接続しています。図面中央部の幅員が広がっている部分が南浮田ICとなります。

これは鳴沢川から東側部分、つがる都市計画部分と接続する部分までとなります。この部分で先ほどのつがる都市計画道路つがる鯉ヶ沢線と接続する形になります。

続きまして、都市計画決定に関する手続きの状況をご説明いたします。フローチャートにありますとおり、これまで、都市計画原案の作成及び説明会を開催しております。公聴会につきましては、公述人の申し出がありませんでしたので、開催をとりやめております。つぎに、都市計画案を作成し、令和元年11月15日から11月29日にかけて縦覧及び住民意見の聴取を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。また、この都市計画案について、関係市町村の意見を聴取したところ、異議のない旨の回答を得ております。これらの手続きを経て、本日、議案第1号及び第2号を青森県都市計画審議会に付議したところです。

以上で、議案第1号「つがる都市計画道路の変更」及び議案第2号「鯉ヶ沢都市計画道路の変更」についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号について、ご質問、ご意見等ございませんか。

森内委員お願いします。

【森内委員】

計画自体に問題はないと思いますが、9ページに地吹雪による視界不良ということで写真が載っております。所謂ホワイトアウトということですが、青森と五所川原を結ぶ既存の線についても2車線であり、そこで交通事故が起こると通行止めになるというのは多々あると思います。本日は県警本部からも来られていると思いますが、事故を起こす元となるスピードについても60km/hから80km/hになりますので、そういったことも重々考えていただきたいです。また、ホワイトアウトについて、ホワイトアウトを軽減できるという考えはございませんか。

【事務局】

青森河川国道事務所の久保と申します。よろしくお願いたします。

今のご質問についての回答ですが、今回の計画は盛土構造ということで、平地より高い構造になりますので、地吹雪の際は盛土高によって、現在のフラットな状態よりは軽減されると考えています。

また、地吹雪対策についても、防雪柵等を今後の対策として考えていくことを念頭に置いています。

【森内委員】

もう1つ、凍結防止対策についてもお願いしたいと思います。

【事務局】

凍結防止対策はどの道路もそうですが、冬期の除雪、あるいは凍結防止剤などの冬期の管理として必要な部分については実施していくことも考えています。

【森内委員】

おっしゃっていることは大変理解できるのですが、やはりまめにやっていただきたいと思います。スピードが上がるということはそれだけ交通事故が起こりうるという可能性を秘めていると思いますので、重々考えてやっていただきたいというふうに要望させていただきます。

【馬渡会長】

ほかにどなたかご意見等ございませんか。橋場委員お願いします。

【橋場委員】

既に決定されていることと記載されておりますが、道路の幅員について、13.5mと12mという違いはおそらく分離帯があるかないかであると思いますが、冬場においては何らかの取り扱いの違いがあつて分離帯もしくは中央帯がないのでしょうか。

【事務局】

幅員の構成についての違いに関しましては、設計自体の年度が若干違ひまして、構造令等の諸条件によって幅員の違いが出ております。幅員の違いによる冬期の交通が変わるかどうかについては、そう違いはないと思っておりますが、今後何かあれば検討していく様相とは考えております。

【橋場委員】

日頃、みちのく有料道路を通っているのですが、あそこは分離帯がないがゆえに、冬場には一面に境のない道路になっています。分離帯がないことによって冬場の運転の不安感が増すように感じられるため、計画段階の違いということですが、冬場のことを考えるのであればより一層の検討が必要であると思っております。

【馬渡会長】

冬期対策について、2名の委員から指摘がございましたので、ぜひよろしくお願いします。ほかにどなたかご意見等ございませんか。

それでは、ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号及び議案第2号については原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号「三沢都市計画道路の変更（青森県決定）」及び議案第4号「六戸都市計画道路の変更（青森県決定）」については、関連する案件ですので一括でご審議をお願いいたします。

それでは、議案の内容について、事務局から説明してください。

【事務局】

はい。それでは、議案第3号及び第4号についてご説明いたします。

これらも先ほどと同じように、2つの都市計画区域に跨っているものの1本の繋がった路線となっていますので、一括してご説明いたします。

本議案はお手元の資料のうち、議案書7ページ、参考資料は6ページとなります。都市計画道路についての説明につきましては、先ほど一括して説明しましたので省略します。

今回変更する中央町金矢線は、三沢市中心部と六戸町を結ぶ路線で、現在は三沢市と六戸町の境界までが都市計画決定されております。スクリーンでは青色の部分がすでに決定されている部分となっております。これを今回、上北自動車道の六戸・三沢ICに繋がる既存の県道三沢七戸線まで延長するものです。赤い実線が今回変更する区間となっております。これまで三沢市と六戸町の境界まででしたけれども、今回はこれを曲げまして、金矢工業団地にぶつかる路線まで変更することとなっております。

次に、中央町金矢線の整備の目的と効果について説明いたします。

整備の目的としましては、上北道路ICと工業団地、三沢市街地が連携したまちづくりの形成があげられます。

これが上北自動車道になっております。ここが六戸・三沢ICであり、当該路線は三沢市の市街地との間にあります。

上北自動車道につきましては、八戸市側から第二みちのく有料道路と接続している上北道路が供用済であり、上北IC～七戸ICまでの上北天間林道路も平成31年3月に供用を開始しました。また現在、七戸IC～(仮称)天間林(2)ICまでの天間林道路が事業中となっております。

今回の中央町金矢線は先ほど言いましたように、この辺りとなります。

当該路線は、三沢市街地と上北自動車道ICである六戸・三沢ICを結ぶ路線であり、整備されることにより、高次救急医療支援、観光の活性化及び工業団地への企業誘致等、地域課題の解決が図られます。

ここから都市計画区域ごとに説明いたします。最初に三沢都市計画に関する部分で、今回変更する三沢都市計画道路3・4・3号中央町金矢線の拡大図になります。三沢七戸線といった方がなじみがあるかと思いますが、現在決定しているルートが青色となっており、今回の変更する部分は、赤い実線で示されたルートとなります。青い実線は現在、三沢市の街中から始まりまして六戸町との境界まで決定されています。この部分を赤い実線のように変更します。

三沢都市計画道路の変更一覧表となります。

三沢都市計画道路3・4・3号中央町金矢線のうち、三沢市大字犬落瀬字古間木地区における延長、幅員及び終点の変更となります。

延長が変更となっているのは、先ほどのS字部分がほぼ一直線にルートが変わったことに伴い、3,760mが3,740mと若干短くなっています。また、幅員の変更もルートが変わることに伴うものですが、交通量を鑑み、用途地域部分については、現在と同じく両側歩道で16m、残りの部分については接続する県道三沢七戸線に合わせ片側歩道で10.5mとなっております。

これは三沢都市計画道路中央町金矢線の計画概要になります。

計画延長は約3,740m、車線数は2車線、道路区分は第4種第2級及び第3種第3級、設計速度は60km/h、標準的な道路幅員は16mまたは10.5mの幹線道路となっています。

三沢都市計画道路中央町金矢線の平面図になります。

現在決定されている道路は青色で、三沢市の境界までとなっており、これを赤色に変更し六戸町まで伸ばします。

三沢市と六戸町の境界部分は谷になっており、ここには橋を架ける予定となっております。

ちょうどこの部分が谷になっていますが、ここに橋が架かります。

続いて六戸都市計画にかかるとなる部分について説明いたします。ここについては変更ではなく、新たに路線を追加することとなります。

現在の路線は計画決定が三沢市の境界までとなっておりますので、ここから先が未決定のままとなっております。

スクリーンでは赤色で示した三沢市との境界部分から上北自動車道の六戸・三沢ICに繋がる県道三沢七戸線と一部重複して金矢工業団地の入口部分までの区間となります。要はこの境界から伸ばし、金矢工業団地から伸びてくるこの町道とぶつかる交差点までの範囲です。

次に、六戸都市計画道路の変更一覧表です。

六戸都市計画道路3・6・1号中央町金矢線は、六戸町大字犬落瀬字柳沢から犬落瀬字内金矢までの区間の延長930mとなります。

構造形式は嵩上式と地表式となり、幅員は10.5mとなります。

これが六戸都市計画道路中央町金矢線の計画概要になります。

計画延長は先ほど言ったとおり約930m、車線数は2車線、道路区分は第3種第3級、設計速度は60km/h、道路幅員が10.5mの片側歩道です。

これが六戸都市計画道路中央町金矢線の平面図になります。

赤色で示された、三沢市との境界から一部県道三沢七戸線を重複する形で接続し、町道犬落瀬金矢線までの区間を追加することになります。

先ほども言いましたが三沢市との境界には橋を架ける予定となっております。

これは中央町金矢線の縦断図となります。左側が三沢市側、右側が六戸町側となります。

現在決定されている路線が、谷を下るような形になっていますが、谷に橋を架けることによってスムーズに交通が流れるように計画しております。

続きまして、都市計画決定に関する手続きの状況からご説明いたします。フローチャートにありますとおり、これまで、都市計画原案の作成及び説明会を開催しております。公聴会につきましては、公述人の申し出がありませんでしたので、開催をとりやめております。次に、都市計画案を作成し、令和元年11月15日から11月29日にかけて縦覧及び住民意見の聴取を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。また、この都市計画案について、関係市町村の意見を聴取したところ、異議のない旨の回答を得ております。これらの手続きを経て、本日、議案第3号及び第4号を青森県都市計画審議会に付議したところです。

以上で、議案第3号「三沢都市計画道路の変更」及び議案第4号「六戸都市計画道路の変更」についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【馬渡会長】

それでは、ただいま説明のありました議案第3号及び議案第4号について、ご質問、ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第3号及び議案第4号については原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第5号「むつ都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。

それでは、議案の内容について、事務局から説明してください。

【事務局】

それでは、議案第5号「むつ都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。

本議案は、お手元の資料のうち、議案書は13ページ、参考資料は11ページとなっております。

むつ都市計画道路1・5・1号むつ横浜線について、ご説明いたします。

下北半島縦貫道路といった方がなじみがあるかと思いますが、区間は建設中のむつ南バイパスの起点となる国道279号と国道338号の交差点から吹越バイパスの横浜吹越ICまでの約36kmとなり、この内の横浜IC付近の区

域について変更したいと考えております。

次に、むつ横浜線の整備の目的と効果についてご説明いたします。

まずは、交通障害の解消があげられます。現道のアップダウン・急カーブなど線形不良や冬期の視程障害が原因で、事故が多く発生している箇所を回避し、走行の安全性が向上します。また、むつ市街地の渋滞箇所や平面踏切を回避した自動車専用道路のバイパス整備により、高速性や定時性を確保できます。

次に、地域間連携の強化があげられます。むつ横浜線を含む、県内の高速交通ネットワークの形成により、県内外地域との交流が活発化します。また広域交流拠点である青森空港、三沢空港や新幹線駅へのアクセスが強化されます。

また、産業・観光分野の発展の支援があげられます。道路整備による移動性の向上により、産業立地の促進や農水産物の安定輸送を支援します。また移動時間が短縮することで、観光地での滞在時間が増加し消費が拡大することや、一つの観光地だけではなく、周辺の観光地もめぐる広域観光ルートの形成が期待されます。

更に、救急医療ネットワークの向上があげられます。青森市、八戸市の高度医療施設への救急搬送時間が短縮し、重症患者を安静に搬送することが可能となります。

下北半島が抱える自然災害リスクへ対応が可能となります。平成24年の豪雪時、下北半島の幹線道路である国道279号と国道338号が全面通行止めになり、下北半島地域が一時孤立化しました。このようなリスクに対して対応が可能となります。

また、東日本大震災の際、北海道からの支援物資が大間港を利用して国道279号を主経路として被災地へ輸送されており、この道路が整備されるとより強力に広域災害活動の支援が可能となります。

続きまして、こちらがむつ横浜線の計画概要になります。

計画延長は約36km、車線数は2車線、道路区分は第1種第3級、設計速度は80km/h、標準的な道路幅員は13.5mとなります。

これがむつ横浜線の変更一覧表になります。

本路線はむつ市中心部から横浜吹越ICまでの車道部分について平成29年1月に都市計画決定がされていますが、今回、横浜IC付近の横浜町字中椈名木～字太郎須田の約600mの区間における区域について一部変更をするものです。一部区域の変更だけで、延長や幅員に変更はありません。

これがむつ横浜線の総括図となります。

むつ市中心部から横浜吹越ICまでの路線になっておりますが、今回変更するのは、先ほども言ったとおり、横浜IC付近の一部の区域となっております。

次に、この変更区間を拡大したものになります。

変更した部分がこの赤い部分となり、真ん中の白抜き部分がすでに決定されている車道になります。

この区間は盛り土をし、その盛土の上に道路を構築するため、法面による高低差の処理が必要となりますが、当初は、道路法面等で必要な区域が未定であったため、車道のみが計画決定されていました。

この度、事業実施段階で行う測量、設計により、高低差の処理に必要な道路法面等の区域が確定したことから、その区域を都市計画道路の区域に追加する変更を行います。

続きまして、都市計画決定に関する議案第5号について、手続きの状況からご説明いたします。フローチャートにありますとおり、これまで、都市計画原案の作成及び説明会を開催しております。公聴会につきましては、公述人の申し出がありませんでしたので、開催をとりやめております。つぎに、都市計画案を作成し、令和元年11月21日から12月4日にかけて縦覧及び住民意見の聴取を行ったところ、意見書の提出はありませんでした。また、この都市計画案について、関係市町村の意見を聴取したところ、異議のない旨回答を得ております。これらの手続きを経て、本日、議案第5号を青森県都市計画審議会に付議したところです。

以上で、議案第5号「むつ都市計画道路の変更」についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【馬渡会長】

それでは、ただいま説明のありました議案第5号について、ご質問、ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第5号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第5号については原案どおり決することといたします。

次の議案へ移る前に、事務局の席を移動するということですので、30分まで休会といたします。また30分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

(休会)

【馬渡会長】

それでは30分になりましたので、再開したいと思います。

続きまして、議案第6号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷

地の位置（青森市長許可）」について、ご審議をお願いいたします。

それでは、議案の内容について、事務局から説明してください。

【事務局】

青森市の都市整備部建築指導課の乗田と申します。よろしくお願ひいたします。議案についての説明の前に、一部資料の訂正がございます。お手元のパワーポイントの資料のうち、スライドの2及び3-1の申請地の位置がスライドの3-2の位置と少しずれております。正しくはスライドの3-2の申請地の位置でございますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、議案第6号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（青森市長許可）」についてご説明いたします。

はじめに、関係法令等についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしておりますA4版の資料、議案第6号及び議案第7号に関する補足説明資料をご覧ください。

上段には、建築基準法第51条の条文を記載しております。

この条文では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではない。」と規定されております。

本案件は、一事業者が建設する施設であり、恒久的かつ広域的な処理を行うもの、また公共性を有していると認めがたく、その敷地の位置を都市計画決定することにはそぐわないことから、この条文にあるただし書きの規定に基づき、当審議会へ付議したものであります。当審議会の議が得られれば許可できることとなります。

下段の記載につきましては、建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項についてです。それぞれについて検討が行われ、市街地への環境に影響はないと審査された上で、当審議会へ付議されております。

次に、資料2をお開きください。

産業廃棄物処理施設に関する建築基準法上の手続きをフロー化したものでございます。今回の許可の交付後は、仮に交付された場合は、建築確認申請手続きを行い、確認済証の交付を持って着工という流れになります。

次に、資料3をお開きください。

左側が産業廃棄物処理施設に関する建築基準法の手続きフローであり、右側が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続きフローとなっております。こちらにつきましては、本市廃棄物対策課で許可申請手続きを行っており、現在審議中であります。

それでは、本題の議案第6号についてご説明申し上げます。

議案書は18、19、20ページ、A3判の参考資料は15、16ページの2枚となっております。

それでは、A3判の参考資料の15ページをお開きください。

申請者は、株式会社山本工業代表取締役山本徳光。

敷地の位置は、図面の中央部分下に赤色で囲まれたところで、青森市大字小館字亀山121-22、126-1となっております。当該地は市街地調整区域に位置しており、近隣には青森空港がございます。

次のページをお開きください。

計画施設は、工作物の除却に伴い発生する木くず及びがれき類を再資源化するための産業廃棄物処理施設であり、事務所棟、トラックスケール上屋棟、木材破碎施設上屋棟の3棟の新築と、木くずの破碎施設、定置式のがれき類破碎施設、移動式のがれき類破碎施設を設置いたします。敷地面積は28,108.52㎡、産業廃棄物の処理能力は、木くずは33.5t/日、定置式のがれき類破碎施設は608t/日、移動式のがれき類破碎施設は360t/日となっております。

右の図は配置図と3棟の断面図ですが、後ほどスクリーン上でご説明いたします。

次に、敷地の位置が都市計画上支障がないか否かについてご説明いたします。お手元のA4版の補足説明資料1の下段、建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討をご覧ください。

こちらの検討項目につきまして、同じく補足説明資料5-1を用いてご説明いたします。説明資料5-1をお開きください。

まず、都市内の位置についてであります。その中で、上位計画の位置づけにつきましては、青森市都市計画マスタープランに支障が出るような場所ではございません。計画地は市街化調整区域内にあり、将来的にも市街化が見込まれる場所でもありません。

次に、都市内の産業廃棄物処理施設の配置という点では、市街地から離れた場所であり、がれき類及び木くずの破碎のみであるため環境への影響は少ないと考えられます。

続きまして、立地区域・敷地条件に移ります。用途地域につきましては、住居系用途地域ではなく、近隣に住宅等はありません。事業計画でも木くずと定置式がれき類破碎施設は電力による駆動であり、移動式のがれき類破碎施設は2次対策型ディーゼルエンジンであり特に処理すべき排ガスはないことから、環境への影響は少ないと考えられます。

次のページでございます。

他法令・立地規制区域につきましては、土砂災害特別警戒区域ではありません。また、埋蔵文化財の包蔵地でもございません。

次に、当該敷地の周辺建築物からの離隔距離についてですが、市街地から離れ

た場所であり支障はないと考えられます。

次に、接道道路幅員につきましては、主要地方道浪岡線（県道27号線）に接道しており、周辺に住宅等は存在しないことから生活環境や渋滞発生などの影響はないと考えられます。

続きまして、次のページでございます。施設計画についてです。

敷地の規模・形状につきましては、解体工事等で発生する木くず、がれき類を破碎し再資源化するための施設であり、悪臭の発生の可能性は低いこと、排水は手洗い水程度であるため、環境への影響は少ないと考えられます。

また、将来的な増築の予定はございません。

次に、駐車場の確保につきましては、運搬車の駐車スペースは、敷地内に十分確保されております。

最後に、交通処理についてであります。

搬出入経路・ルートとしましては、周辺に建築物等はないため、騒音・振動による影響は少ないと考えられます。また、市街地と離れた場所であり交通量も多いわけではございませんので交通事故の発生の可能性も低いと考えられます。

以上、敷地の位置が都市計画上支障はないか否かについて、この検討表によりご説明申し上げましたとおり、特に支障となることはないと考えております。

次に、許可対象施設の概要につきましては、パワーポイントでご説明いたします。

はじめに、こちらは概要となります。こちらにつきましては先ほど説明したとおりとなります。

次に、産業廃棄物処理施設の設置場所につきましては、場所はこちら先ほど申し上げましたとおり位置の方が少し間違っておりましたので、こちらのスライドで示している位置よりはもう少し上の位置となります。

次に、運搬経路図となります。搬入搬出は、主に青森市内排出元より国道7号環状線、県道120号線などを経由して県道27号線へ入り当該施設まで運搬することとなります。

本施設の稼働に伴い新たに生ずる最大交通量は、1日あたり最大20台程度と予測しております。もともとの交通量としては、昼間12時間交通量で上下線合わせて小型車6,983台、大型車685台であることから、今回の交通量増加による渋滞等の影響はないものと判断しております。こちらにつきましては、1分あたりの時間で換算しますと、1分あたり約11台が上下線を走行するということとなります。

次に施設配置図となります。

敷地範囲は赤線で囲まれた範囲となっております。

敷地周囲は高さ3mの万能鋼板で囲みます。

敷地内建築物は事務所棟、トラックスケール棟、木くずの破碎処理のための上屋の3棟を建築します。

廃棄物処理施設につきましては、定置式のがれき類破碎施設、移動式のがれき

類破砕施設を場内に、木くずの破砕施設は上屋内に設置いたします。

廃棄物運搬車両は敷地北側のゲートから入場して、トラックスケールへと入ります。計量後、木くずは破砕施設上屋へ、がれき類は場内荷下ろし後は入場の逆ルートを走行して退場します。

次に、全体構想図（木くずの破砕処理施設棟の平面図）となります。

建物は縦12m、横48mの建築面積、床面積ともに576㎡の鉄骨造平屋建てとなります。

室構成は図面左側に破砕室1、破砕室2を配置し、ここに木くずの破砕処理施設を設置いたします。中央部が処理した木材チップを堆積するスペースとなり、右側は資材置き場として、木くずに混入したボード類や廃プラスチック類などを分類、分別し仮置きいたします。

次に、施設の立面図・断面図になります。

建物の最高高さは7.185mとなります。

次に、事務所棟の平面図・立面図・断面図となります。

建物は縦14.56m、横8.19mの建築面積、床面積ともに119.24㎡の木造平屋建てとなります。

室構成につきましては、事務室、休憩室、トイレ、更衣室、倉庫となります。

高さは4.3mとなります。

次に、トラックスケール棟の平面図・立面図・断面図となります。

建物は縦9m、横5.7mの建築面積、床面積ともに51.3㎡の鉄骨造平屋建てとなります。

高さは5.04mとなります。

続きまして、木くずの破砕処理施設の仕様となります。

使用メーカーは株式会社エイシン製で一次処理として2軸引き裂きクラッシャ、二次処理としてハンマークラッシャを設置し、処理能力は1日あたり33.5tとなります。

続きまして、木くずの破砕処理工程図となります。

解体工事現場等から搬入された木くず類は一次処理として2軸引き裂きクラッシャにて破砕されます。その後磁選機を通し金属片を選別して二次処理へ回ります。二次処理ではハンマークラッシャによりさらに細かく破砕され再度磁選機を通り木くずチップとして再資源化され、チップ置場に堆積されます。

続きまして、定置式がれき類の破砕施設の仕様について説明いたします。

使用メーカーは株式会社アーステクニカ製で、処理能力は1日あたり608tとなります。

投入部及び傾斜振動篩とコンベア2箇所計4箇所に散水装置を設置いたします。

駆動源は、こちらにつきましては電力で駆動いたします。

続きまして、破砕処理の工程図となります。

ホッパーにがれき類を投入後、グリズリーフィーダー、ジョークラッシャにて破碎されます。その後数回の磁選機により鉄くずを除去しながら篩にかけられ、それぞれの大きさに分別されます。また、その工程の中では3回に分けて散水処理することで粉塵の発生を抑制します。

続きまして、移動式のがれき類破碎施設の仕様となります。

使用メーカーはコベルコ建機株式会社で、処理能力は1日あたり360tとなります。

破碎室入り口、排出口、ベルトコンベアに散水装置を設置いたします。

駆動源は2次対策型ディーゼルエンジン使用いたします。

続きまして、がれき類破碎処理工程図となります。

処理工程につきましては、定置式と同じとなりますので割愛させていただきます。

続きまして、青森空港制限表面につきまして、ご説明させていただきます。

当該敷地は青森空港に隣接しており、航空法により空港周辺には航空機の安全運行確保のため、空港及びその周辺に設けられた障害物を制限する表面が定められております。これには進入表面、転移表面、水平表面の3種類が定められておりますが、当該施設が位置しているのは転移表面または水平表面となります。

続きまして、細かい計算については割愛させていただきますが、申請地建築物の最高高さが7.185mでその地点の標高が210.45mを加算しますと217.6mとなります。

制限高さは234.9mであるため、制限表面に抵触していないことを確認しております。

また、木くずの破碎工程で説明しましたとおり、磁選機により金属片を除去するなどのことにより火災発生防止を図ります。

さらに、万が一火災が発生した場合には消火器及びスプリンクラー設備を設置し、空港の運行に支障が出ないようにいたします。

続きまして、環境影響評価につきまして説明いたします。

当該施設計画に対する環境影響評価を行った結果について説明いたします。

騒音につきましては、高さ3メートルの遮音塀を設置し騒音規制値を満足いたします。

振動につきましては、距離減衰を考慮した設置位置とすることで規制値を満足いたします。

以上のことから、当該施設の計画について、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと考えます。

本日の審議会の議を経てまして、廃棄物処理施設の設置許可が下りしだい、建築基準法第51条ただし書きの規定により建築を許可したいと考えております。

以上をもちまして、議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

【馬渡会長】

ありがとうございます。ただいま説明のありました議案第6号について、ご質問、ご意見等ございませんか。

堀内委員お願いします。

【堀内委員】

空港近傍地の有効利用としてはよろしいのではないかと思うのですが、少し細かいことです。このタイプの議案に慣れていないので少し説明をお願いしたいのですが、1つは例えば、パワーポイントの13ページ、全体図というところに移動式でも定置式でもどちらでもいいので11でもいいです。そこで破砕に伴う排水はないというふうに書かれているのですが、実際には上にも書いてあるように散水ノズルというのが存在する以上、水を使って冷やしていると思えます。冷やすか何か、もしくは灰塵を吸収していると思うのですが、その水というのはずっと循環して使われるということなのではないでしょうか。

【事務局】

これにつきましては、散水はするのですが、その散水量というのが洗い流すような量の水を噴霧するわけではなく、単純に少し湿らす程度の噴霧ですので、排水されるという程の散水はいたしません。

【堀内委員】

乾いてしまうということでしょうか。

【事務局】

はい。処理している最中に噴霧して、煙や粉塵が発生しないようにしています。

【堀内委員】

それでは、水は溜まりすらないということでしょうか。

【事務局】

はい。

【堀内委員】

分かりました。

もう1点、細か過ぎるような質問なのですが、補足資料5-1のところで埋蔵文化財の包蔵地ではないということが書かれていましたが、どのようにしてそ

れが分かっているのかということを知りたいです。要するに、そういうふうに見つかったことがないという意味なのでしょうか。

【事務局】

これは青森市の教育委員会の文化財課で所管しているのですが、埋蔵文化財の包蔵地という区域が定められておまして、その地図と照らし合わせた結果、今回の敷地はそこに入っていなかったということを確認しております。

【堀内委員】

そういう基準があるということですね。分かりました。ありがとうございます。

【馬渡会長】

ほかにどなたかご意見等ございませんか。

それでは、ご質問、ご意見等ないので、お諮りいたします。

議案第6号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないので、議案第6号については原案どおり決定することといたします。

次に、議案第7号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）」について、ご審議をお願いいたします。

それでは、議案の内容について、事務局から説明してください。

【事務局】

八戸市建築指導課長の玉井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第7号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）」についてご説明いたします。

はじめに、第7号議案説明資料の確認をさせていただきます。

まず、議案書では21ページから23ページとなります。

次に、参考資料としてA3版のものですが17ページから19ページとなります。

次に、議案第7号に関する補足説明資料が、資料1～3と4-2と5-2となります。

次に、パワーポイント資料一式となります。ご確認いただけましたでしょうか。

それでははじめに、関係法令等についての説明ですが、先ほど説明がされまし

た議案第6号でご説明した内容と重複いたしますので、補足説明資料1～3までの関係法令手続きフローにつきましては割愛させていただきます。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関しましては、本市環境保全課で許可に向けて手続きを進めております。

それでは、ご説明申し上げます。

議案書では21ページから23ページに渡りますが、A3判参考資料の17ページをお開きいただきまして、位置図の右側をご覧ください。

申請者は奥羽クリーンテクノロジー株式会社代表取締役社長笹垣岳史。

敷地の位置は、図面の中央部に黒色で囲まれたところで八戸市豊洲2-37、2-43、2-44となっております。当該地は工業専用地域となっております、敷地面積は11,665.48㎡でございます。

次のページをお開きください。

左側の表の最下段をご覧ください。今回の施設は、廃プラスチック類や木くず・がれき類などを1日最大で、640t破碎処理する移動式破碎機の操業施設となります。

右の図をご覧ください。

申請建物は、平屋建ての破碎物保管棟1棟で、建築面積・床面積ともに2,327.30㎡となっております。

次に、敷地の位置が都市計画上支障ないか否かについてのご説明いたしますので、補足説明資料1をご覧ください。A4版の補足説明資料1をご覧ください、3つ目の黒丸の建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項の5項目についてご説明いたします。

これらの項目について、補足説明資料5-2によりご説明いたします。

資料5-2の法第51条ただし書き許可に基づいた今回の計画の検討をご覧ください。

検討事項に対する検証結果でございますが、まず、都市内の位置についてであります。その中で、上位計画の位置づけについては、まず、第6次八戸市総合計画および都市計画マスタープランに支障が出るような場所ではございません。

次に、計画地は八戸港湾施設内の工業専用地域内にあり、市街化が見込まれるような場所でもございません。

次に、あおもリエコタウンプランでは、八戸市を中心とした県内全域で、環境リサイクル産業の振興などを目指すものとしているため、リサイクル事業に関しては、なるべく積極的に認めていくべきものであります。

続いて、都市内の産業廃棄物処理施設の配置という点では、まず、計画地は都市計画法第9条で定められた臨港地区内の工業専用地域に位置しております。

次に、周辺は大型車両の通行に配慮された臨港道路に接しているため効率性も良く、また市街地への環境に影響はないと考えられます。

続いて、次ページの立地区域・敷地条件に移ります。

まず、用途地域については、住宅系用途地域ではなく、近隣に住宅も密集しておりません。また、事業計画でも粉塵、悪臭、汚水が発生しないこととなっておりますので、環境への影響はないと考えられます。

次に、他法令・立地規制区域については、埋蔵文化財の包蔵地ではありません。また、土砂災害警戒区域ではありません。

次に、当該敷地の周辺建築物からの離隔距離についてですが、学校、保育園、病院、福祉施設などの教育福祉・医療施設からは、一番近いところでも「認定こども園テレジア保育園」が約1 km以上離れており、計画地及び周辺は工業専用地域であるため、民家は存在しません。

ここで訂正お願いいたします。事前に配布しておりました資料では900 mと表示しておりますが、この部分の修正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

次に、次ページに参りまして、接道道路幅員については、計画地は幅員7.5 mの臨港道路に接しており、この臨港道路の延長は短いことから利用する企業は少なく、さらに接続する周辺の主要臨港道路は幅員が20 m以上あることから、地域交通等に及ぼす影響はないと考えられます。

続いて、施設計画に移ります。

まず、敷地の規模・形状については、この施設は、破碎処理に必要な大型廃棄物の受入れ・保管ヤードを十分に確保することで、破碎機の稼働率の向上及び焼却効率の向上を図るため、施設を整備するものです。再生原材料として有効利用することとなり、再資源化の有効活用に一役買うことになるとともに、環境の向上に寄与することで地域住民や企業などに貢献する施設となります。

次に、駐車場の確保については、運搬車の駐車スペースは、作業内容に見合った駐車・待機スペースが敷地内に確保されております。

次ページに参りまして、最後に、交通処理についてであります。

まず、搬出入経路・ルートとしては、先ほどご説明いたしました、幅員20 m程度の臨港道路から、幅員7.5 mの臨港道路を経由し計画地に進入して、敷地内に車両の滞留を発生させないよう、余裕を持たせた幅員10.0 mの進入道路を敷地内に整備いたします。付近の道路状況と比較しても、騒音・振動などの発生に関しての影響は少ないと考えられます。

次に、交通量については、計画地は海面埋立地にあり、市街地の主要道路より約1 km以上離れており、交通量の増加に関して影響はないと考えられます。

続いて、許可対象施設の概要について、パワーポイントでご説明いたします。

スライド3ページ1. 概要につきましては、既に説明したとおりでございます。スライド4ページは位置図でございます。

図の中央部の赤枠斜線部分が立地予定地で、水色塗り部分が工業専用地域となっております。

次にスライド5ページは、航空写真でございます。

次にスライド6ページ3. 運搬経路図について、ご説明いたします。搬入でございますが、①は八戸大橋ルート、②は市内中心部ルート、③は八太郎トンネルルート、④は北部産業道路ルートを経由して工業専用地域内の道路から赤斜線部分の施設に搬入します。なお、受入廃棄物は図右上の奥羽クリーンテクノロジー株式会社本社のトラックスケールで計量後、今回立地予定のリサイクル工場へ搬入し、再度本社のトラックスケールで計量して、搬入量を確定する流れとなります。

また、収集運搬につきましては、都道府県知事の許可を有する収集運搬業者で行います。なお、申請者も産業廃棄物運搬業を青森県知事と岩手県知事の許可を得ております。

本施設の稼働に伴い新たに生ずる最大交通量は、1日あたり最大67台程度と計画しております。平成30年3月に一般社団法人交通工学研究所が公表した交通量調査によると、八太郎大橋の平日交通量が13,967台/12時間~18,280台/12時間であり、今回の交通量増加による渋滞等の影響はないものと判断しております。

次にスライド7ページ4. 施設配置図をご覧ください。

廃棄物搬入車両は前面道路より敷地内主要道路経由で入場し、設置した破砕機保管棟内で荷下ろしをします。荷下ろし後は、入場の逆ルート（オレンジ色破線部分）を走行して退場します。

次にスライド8ページ5. 施設平面図をご覧ください。

施設は縦39m、横59mの破砕機保管棟です。床はコンクリート構造とし、腐食を防止する計画となっております。

次にスライド9ページ6. 立面図・断面図をご覧ください。

建築物の最高の高さは約12.4mです。保管棟内のストックヤードの基礎立ち上がりはコンクリート構造で、高さ約5mとしており、その上に鉄骨造の建屋造りとなっております。

次にスライド10、11ページ7. 破砕機処理施設①②をご覧ください。

使用する破砕機は、一軸汎用破砕機です。商品名は緑産株式会社の「ターミネーター：移動式クローラー型5000S」です。産業廃棄物、一般廃棄物、木質物を含む建設系廃棄物など、広範な廃棄物を大量に低コストで安定して破砕できるもので、全長は約12m、幅約3.2m、高さ約3.6m、自重はおおよそ26tでございます。

この破砕機は、申請者の本社八戸工場で現在操業しているもので、許可後に移設する計画となっております。

次にスライド12ページ8. 処理フローをご覧ください。

まず、本社八戸工場のトラックスケールで計量し、進入道路を経由して今回申請する施設へ搬入、そのトラックが再度本社八戸工場のトラックスケールで計量することで、搬入量が確定いたします。

搬入された廃棄物は、一部人力による土間選別を行い、保管場所に一時保管のち、破砕機により破砕いたします。

破砕物から金属や破砕残渣などを回収し、建屋内のストックヤードに保管します。

焼却可能なものは本社八戸工場の焼却施設へ運搬、計量を経て焼却処分します。一方、選別された金属や破砕残渣については、リサイクル可能なものはリサイクル先へ運搬し、そのほかのものについては他社の焼却施設へ運搬いたします。

次にスライド13ページ9. 生活環境影響調査項目の選定から21ページ11. 環境公害対策につきましては、全ての項目について基準値や管理目標値を下回っております。

なお、これらの環境保全対策の規定につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」いわゆる廃掃法部局である当市の環境保全課の許可において、審査必須要件とされておりますので、二重審査は必要ないとの観点から、説明を割愛させていただきます。

最後に、数字の訂正をしていただきたい部分が1箇所ございます。補足説明資料の4-2、色塗りをしている破砕施設の部分が二段になっておりますが、そのうち廃プラスチック類5t/1日の右側640t/1日の640tは、221.6t/日で行っていただきました。大変申し訳ございません。修正をお願いいたします。

以上のことから、当該施設の計画について、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと考えます。

本日の当審議会の議を経まして、県の廃棄物処理施設の設置許可が下りしだい、建築基準法第51条ただし書きの規定により建築を許可したいと考えております。

以上で議案第七号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【馬渡会長】

ありがとうございます。ただいま説明のありました議案第7号について、ご質問、ご意見等ございませんか。

それでは、私から1つよろしいでしょうか。

様々な影響調査のようなものをされているのですが、今回の場合、例えばハザードマップで見ると津波の浸水区域が想定される場所になってくるかと思えます。まず、従業員の方々の安全面等に対する対策というのはあるのでしょうか。

また、仮に浸水した場合に考えられる廃棄物の環境的な影響について、何か指導や検討というものがされたかどうかを教えてください。

【事務局】

3. 1 1の例を見ますと、八戸のポートアイランドに関しましては、少し高いところにある関係上難を逃れましたけれど、そのほかの部分に関しては浸水した地域もございまして、結果的に流出するという恰好になりました。

今回新たに設置する箇所に関しましては、ポートアイランドと比べますと若干低いと考えております。三菱製紙株式会社のあたりでは防潮堤を設置しておりますが、当該地においてはそういった嵩上げの工事による対策はされていないエリアと伺っておりますので、現実的に同等規模の津波が発生した場合の対策については、今後防災当局の方と検討していかなければならないと考えております。

【馬渡会長】

こちらの近くにはエネルギーの備蓄関係の施設とかがありますので、仮に何かあった場合に、例えばそれが燃料になって被害が大きくなることも考えられますので、十分な対策を今後検討していただきたいと思っております。

ほかにどなたかご意見等ございませんか。

それでは、ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第7号については原案どおり決することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。

つきましては、青森県知事、青森市長及び八戸市長に対し、「原案のとおり議決された」旨、答申することといたします。

それでは、司会の方を事務局にお返しいたします。

【司会】

委員の皆様方には、長時間のご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第144回青森県都市計画審議会を閉会いたします。